官告第号

官告事項

人事院公示第１号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 26 年２月 13 日

人事院総裁　原　　恒雄

１　前書き中「、人事院規則９―40―32（人事院規則９―40（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を改正する人事院規則）」を削る。

第２項第10号（３の３）中「第５条第２項第４号」を「第５条第２項第５号」に改め、同号（３の５）中「第11条第２項第４号」を「第11条第２項第５号」に改め、同号⑷中「第11条第２項第８号」を「第11条第２項第９号」に改める。

第２項中第10号の２を削り、第10号の３を第10号の２とする。

２　この決定による改正は、平成26年２月21日から効力を発生する。

人事院公示第２号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成21年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 26 年２月 13 日

人事院総裁　原　　恒雄

１　第２項第２号⑼中「第７号」を「第８号」に改める。

２　この決定による改正は、平成26年２月21日から効力を発生する。

人事院公示第３号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則26―０（職員の配偶者同行休業）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成 26 年２月 13 日

人事院総裁　原　　恒雄

１　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

２　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則26―０（職員の配偶者同行休業）（以下「規則」という。）第５条第４号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事由について定めること。

二　規則第15条第２項の規定に基づき、号俸を調整することについて協議に応ずること。

三　規則第16条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

３　委任の効力の発生する日

平成26年２月21日

公　告

謂事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６号

北海道小樽市奥沢４丁目５番10号　19号共同公宅303号室

債務者　平間　　瞳（旧姓齊藤）

１　決定年月日時　平成26年１月29日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第８１２号

仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目３番地　市営住宅４Ｂ６棟２号

債務者　天野とき子

１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８１３号

仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目３番地　市営住宅４Ｂ６棟２号

債務者　天野　時雄

１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４７８号

茨城県鉾田市箕輪66番地

債務者　長谷川久美子

１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４８２号

茨城県常陸大宮市田子内町3229番地の５　上ノ内住宅５号

債務者　横山　史子

１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２９８号

栃木県小山市立木字天神1410―15　神宮スカイハイツマンション111号、住民票上の住所茨城県筑西市丙98番地３

債務者　大吉　昭子

１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１０８号

千葉県茂原市中善寺426番地

債務者　鳥海　泰宏

１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号

千葉県夷隅郡御宿町久保230番地

債務者　君塚美千子（旧姓小嶋）

１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第１号

千葉県夷隅郡大多喜町大多喜87番地

債務者　藤田　　亙

１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第４７２号

石川県白山市美川新町ソ183番地２

債務者　前田　正夫

１　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４７３号

石川県白山市美川新町ソ183番地２

債務者　前田　好美

１　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　金沢地方裁判所